

令和5年度産業保健活動総合支援事業における方向性

1 事業運営の基本方針

- (1) 令和4年度産業保健活動総合支援事業については、産業保健活動総合支援事業費補助金の大幅な減額により、年度当初からの情報通信機器（以下「Web」という）の活用や個別訪問支援件数を制限する等により経費削減の対応を取ったものの、目標件数を達成確実とは言えない状況である。令和5年度も少なからず新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されるところではあるが、本部、産業保健総合支援センター（以下「センター」という。）及び地域産業保健センター（以下「地域窓口」という。）が一体となって総力を挙げ、経費削減のみならず受講者にとって利便性の高いWeb活用による専門的研修を実施するなど、創意工夫を凝らして各事業に取り組むことにより、第4期中期目標期間の重点項目である専門的研修（セミナー等含む）、センター及び地域窓口における専門的相談等を始めとして、各目標件数を達成していく必要がある。
- (2) 長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に加え、令和4年5月には、労働安全衛生規則等が改正され、新たな化学物質規制が導入されるなど課題が多様化していることから、産業保健関係者等に対する専門的研修だけでなく、小規模事業場の事業主等に対する啓発セミナー等を強化する必要がある。
- (3) 併せて、産業保健に係る新たな課題に対応していくためには、事業の効率的な実施や、事業の選択と集中を進めていく必要がある。

2 産業保健総合支援センターの取組

- (1) 上記1を踏まえ、令和5年度において、センターが重点的に取り組む事項は以下のとおりとする。

ア 治療と仕事の両立支援については、引き続き「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、専門的研修、事業主セミナー、中小規模事業場を主とした個別訪問支援を積極的に行う。特に、産業医向けの両立支援研修の開催を充実させる。

また、労災病院等の医療機関と連携して開設している両立支援相談窓口の実績向上を図るため、労災病院等の医療機関との連携を密にして相談対応や個別調整支援等の事業を推進する。特に、労災病院及び治療就労両立支援センター（部）と両立支援に係るセミナーを共催する等、積極的に連携を図ることとする。

さらに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者に対する応用研修

として両立支援に係る事例検討会を主催者として近隣の労災病院の治療就労両立支援センター（治療就労両立支援センターを併設していない労災病院にあっては治療就労両立支援部）のサポートを得たうえで最低1回以上実施し、地域のネットワークの構築や両立支援コーディネーターの能力向上を図るとともにネットワーク構築を目的とした交流会も積極的に実施していく。

なお、両立支援コーディネーター基礎研修については、引き続きWebにより本部が主催する。

イ 産業保健活動の活性化については、中小規模事業場における労働者の健康確保対策の強化等のため、引き続き、産業医研修を開催するとともに、事業主向け産業医活用セミナーをセンターにおいて開催する。

地域窓口においては、長時間労働者やストレスチェック制度に基づく高ストレス者に対する面接指導、健康相談、事業場訪問等を引き続き重点的に実施するが、令和5年度からは、労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関する相談等も含まれることに留意すること。

ウ メンタルヘルス対策については、引き続き中小規模事業場を個別訪問し、メンタルヘルス対策への取組の支援を行う。特に、ストレスチェック制度に係る支援では、ストレスチェックの実施に加え、その実施結果を踏まえた職場環境改善等の支援を行うとともに、集団分析及び職場環境改善の研修を開催する。

なお、過労死等防止対策推進協議会において、メンタルヘルス対策関係の産業保健関係者への研修が減少しているとの指摘があることを踏まえ、前年度計画に比べ増加するよう計画すること。

エ 新たな化学物質管理及び運動指導等を通じた労働者の健康保持増進関係については、必要に応じて新たな産業保健相談員を委嘱するなど、業務体制を拡充して取り組むこととする。

オ 過去にセンターや地域窓口を利用したことがある事業場への周知や相談対応だけでなく、これまでに利用した実績のない事業者の新規開拓についても、後述の戦略的な広報活動と併せて取り組む。

カ 運営協議会の委員、登録産業医、登録保健師、各種研修の講師依頼を行うなど労災病院等と積極的に連携を図る。

(2) 具体的には、別添「令和5年度事業における指示事項」を踏まえ、新規・拡充業務に積極的に取り組む。

3 事業基盤の強化

(1) 適正かつ効率的な事業実施体制の整備

ア 積極的に実績を上げている地域窓口コーディネーターの活動日数を重点的に配分するなど業務の実績等を踏まえたコーディネーターの配置に努める。また、両立支援及びメンタルヘルス対策の事業実施体制の強化に努める。

イ 産業保健業務基準等を含めた各種規程等の適正な運用に努め、地域窓口を含め組織としてのガバナンスの向上を図る。特に、センター及び地域窓口の活動に係る個人情報（健康診断個人票等）の適正な取扱いや、交通法規の遵守など、個人情報管理、倫理規程の遵守等の綱紀粛正に厳に努める。

（２）業界団体、行政等との連携や戦略的な広報活動による取組の強化

ア 業界団体、関係機関等が開催する研修や事業主セミナーを活用し、又は必要に応じて共催で実施する等により、積極的な事業の周知・利用勧奨に取り組む。また、その際には団体経由産業保健活動推進助成金について周知すること。

イ 地域における両立支援の普及促進を図るため、都道府県労働局が主催する地域両立支援推進チームの一員として、センターの支援機能の周知によりチーム内におけるプレゼンスの向上を図るとともに、周知用リーフレットの作成等を都道府県労働局と共同して行うなど、チームの活動に関して全面的に協力する。

ウ 業界団体や都道府県労働局、労働基準監督署等の協力を得て、事業場に関する情報を入手する等により、効率的、効果的に周知・利用勧奨を行う。また、センターにおいて、創意工夫を凝らして産業保健活動及び当事業の周知啓発を実施する。

エ 医師会や運営協議会の意見を踏まえ事業計画等を策定することに留意する。

（３）経費削減対策の推進

交付金の節減を図るため、時間外勤務の縮減など一般管理費（人件費）の節減や事業費（特に事務所の賃借料）の節減に引き続き努める。

また、補助金については、年度目標達成を最優先とした効率的な予算配分に留意するとともに、令和４年度と同様に、会計ブロックセンターとセンター間の情報共有をより強化することで予算管理に努め、各センターの予算管理に留まらず、管内のセンター間の予算の融通等を行う等により、示達予算額の執行残がないよう最大限努めること。

（４）事業の評価や産業保健活動への効果等を踏まえた事業の改善等

ア 業績評価委員会等による令和４年度事業の評価を実施するとともに、当該評価結果を踏まえた事業の改善・見直しを的確に行う。

イ 研修、相談対応等における事業評価をする観点から、利用者への当該事業への有益度に関するアンケート調査を実施する。併せて、事業が与えた効果を把握するアウトカム調査を実施するとともに、その結果を事業運営に反映させ、改善に努める。